

表 1（令和 7 年度作成分）

基本構想・基本計画等作成調【環境経済委員会】

（〔事業費〕単位：千円）

番号	事業年度	所 属	構 想 ・ 計 画 名	事業費	作成期間	目 的	成 果 及 び 今 後 の 対 応 等	成 果 品 等 の 添 付
1	R 7	経済産業部 産業雇用政策課	第六次長崎市経済成長戦略	4,973	R 7. 4 ～ R 8. 3	令和 3 年度に策定した第五次長崎市経済成長戦略が令和 7 年度に終期を迎えることから、地域経済の成長戦略として長崎市全体のめざすべき方向性や基本方針を示した上で、その実現に向けて本市において特に重点的に取り組む分野や施策を示すことを目的に、令和 8 年度から令和 12 年度までを対象期間とする第六次成長戦略を策定する。	長崎市経済活性化審議会において意見を聴取し、令和 8 年 2 月市議会定例会環境経済委員会で説明した後、3 月に策定し、市ホームページで公開した。 今後は、毎年度、進捗管理を行うとともに、同審議会において、めざすべき姿の実現状況を検証し、状況に応じたより効果的な施策や数値目標の見直し等を行うといったサイクルを循環させ、より成果を高める。	なし (配布済)
2	R 7	経済産業部 商業振興課	長崎市中心市街地活性化基本計画（第 3 期）	0	R 7. 4 ～ R 8. 3	中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、令和 8 年度から 5 年間の第 3 期基本計画を策定する。	令和 8 年 3 月 17 日付で内閣総理大臣の認定を受けた。 これにより、「中心市街地の活性化に関する法律」に基づく法律・税制上の特例や補助事業等の支援措置を有効に活用しながら事業を進めることで、中心市街地の活性化を推進する。	あり
3	R 7	文化観光部 観光政策課	第二次長崎市観光・M I C E 戦略	1,919	R 7. 4 ～ R 7. 12	本市を取り巻く環境は絶えず変化しており、交流人口の拡大に向けて、その進むべき基本的な方向性を多角的な見地から検討し、観光及び M I C E の振興に関する「第二次観光・M I C E 戦略」を策定する。	観光に関する専門的な知見を有する者を招聘し、5 回の審議会を開催し同戦略を策定した。 同戦略では本市の新たなビジョン「世界とつながる持続可能な交流都市 長崎」と定め、それを実現するための基本方針及び基本施策を取りまとめた。 今後は、同戦略をもとに、行政、DMO、事業者、市民が協力して「交流の産業化」を加速させ、まちが潤い、暮らしやすさが向上することで、訪問客、事業者、市民が相互に利益を享受できるよう、官民一体となって取り組む。	あり

表 2（令和8年度作成分）

基本構想・基本計画等作成調【環境経済委員会】

（〔事業費〕単位：千円）

番号	事業年度	所 属	構 想 ・ 計 画 名	事業費	作成期間	目 的	方 法 及 び 事 業 効 果 等
1	R 8	環境部 環境政策課	長崎市第三次環境基本計画	113	R 7. 4 ～ R 8. 7	環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に進めることを目的に令和3年度に策定した長崎市第三次環境基本計画（計画期間：令和4年度～令和12年度）について、計画期間の中間年度を迎えることと、長崎市第五次総合計画後期基本計画との整合性をとるため、計画の一部見直しを行う。	これまでの4年間の取組みを検証し、社会情勢の変化や今後の課題等を踏まえ、市民及び学識経験者等で構成される環境審議会において審議の上、見直しを行う。
2	R 8	環境部 ゼロカーボンシティ推進室	長崎広域連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画	462	R 8. 4 ～ R 9. 3	2050年ゼロカーボンシティの実現へ向けた圏域（長崎市、長与町、時津町）の温室効果ガス排出削減目標や適応策と緩和策の取組みを共同で定めた長崎広域連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画（計画期間：令和5年～令和12年）について、計画期間の中間年度を迎えることから計画の見直しを行う。	これまでの3年間での社会情勢の変化や今後の課題等を踏まえ、住民、事業者、学識経験者等で構成される長崎広域連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画協議会において意見を伺うとともに、パブリックコメントを実施し、広く市民の意見を聞き見直しを行う。
3	R 8	環境部 資源循環課	長崎市合理化事業計画 （合特法関係）	0	R 元. 7 ～ R 8. 9	し尿及び浄化槽汚泥の適正な処理を安定的に継続させるため、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法に基づいて、合理化事業計画を策定する。	令和元年6月の請願の趣旨及び関係事業者とのこれまでの協議結果等も踏まえつつ、将来のし尿等の発生量の見通しに合わせて適正な規模の事業者数や車両台数とする計画を策定することにより、将来にわたり、本市におけるし尿等の安定的な収集運搬体制の確保につなげる。
4	R 8	環境部 環境整備課	長崎市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画	6,962	R 8. 4 ～ R 9. 3	一般廃棄物の排出を抑制し、及び一般廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理を行い、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき、本市の一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を策定する。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づき、令和9年度から令和23年度までの一般廃棄物の排出量及び処理量の見込みを基に、一般廃棄物の適正な処理等に関する事項を定める。 また、策定にあたっては、市民の意見を広く聴取するためパブリックコメントを実施する。
5	R 8	文化観光部 世界遺産室	史跡高島炭鉱跡整備基本計画	24,084	R 6. 4 ～ R 8. 12	平成30年から30年間を計画期間とし、10年ごとに見直すこととしていた、史跡高島炭鉱跡（端島炭坑、高島北溪井坑、中ノ島炭坑）を対象とする史跡高島炭鉱跡整備基本計画を改定する。	端島炭坑については、護岸遺構や生産施設遺構の劣化状況や工法検討等の結果を踏まえ整備方法や整備順序等を見直し、高島北溪井坑と中ノ島炭坑については、平成30年以降に行った整備事業の進捗状況等を計画に反映させる。また、本市の附属機関の高島炭鉱整備活用委員会において、学識経験者、内閣官房、文化庁、長崎県、土木・建築の専門家の意見を聴取する。